

文書 No	医療倫理 C-021-3	作成日	2014 年 8 月	
身体的拘束最小化のための指針		改定履歴	①	2020 年 7 月
			②	2021 年 5 月
③	2021 年 9 月			
作成者	出雲市民病院 医療倫理委員会		④	2024 年 8 月
承認者	管理会議 (承認日 2014 年 8 月)		⑤	2025 年 1 月

■ 考え方

1. 身体的拘束は、人権を侵害する行為であり、患者の身体機能の低下や精神的苦痛、QOLの低下などさまざまな弊害をもたらすことが明らかとなっており、拘束しない医療の実践を原則とする。但し、安全確保などを理由として、やむを得ず実施する場合も想定する。その際は、組織的な決定にもとづき、最も制限の少ない安全で効果的な拘束に配慮する。

■ 定義

1. 患者に対し、道具を用いるなどして、その身体の自由や行動を制限する行為。
2. 具体例として、対象となる例、対象とならない例を別表 1 に示す。

■ 適応の判断基準ほか

1. 患者が、A にあがるいずれかの状態であって、かつ、B で示す緊急やむを得ないとされる 3 要件(『介護保険指定基準』)のすべてを満たすことを基準とする。
 - A. 患者の状態
 - ①自傷行為や自殺、他の患者等に危害を与える危険がある。
 - ②転倒・転落の危険性が極めて高い状態である。
 - ③必要な治療が安全・円滑に行えない状態である。
 - ④認知障害等で常時観察が必要であり、危険への対処ができない状態である。
 - ⑤皮膚搔痒症や病的反射などのため、自分で体動などが抑えられない。
 - B. 患者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ないとされる 3 要件
 - ①切迫性 … 患者本人または他の患者などの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ②非代替性 … 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代わりうる方法がないこと。
 - ③一時性 … 身体的拘束その他の行動制限が一時的なもの(状態に応じて

必要とされる最も短い時間)であること。

2. 適応の判断は、夜間・休日の勤務帯を除き、主治医(参加できない場合は他の医師)を必ず含む、当該チーム看護職員・介護職員を加えた合計3名以上で行うものとする。但し、主治医が参加できなかった場合、当該チーム看護職員・介護職員は、速やかに主治医に対し事後報告を行うものとする。
3. 身体的拘束の適応と判断し、実施した場合、当該職員は、速やかに病棟師長(不在時は副師長)に報告を行う。
4. 病棟師長(不在時は副師長)は、開始翌日までに、医療倫理委員会に対し所定の用紙(別表3)により報告する。
5. 倫理委員会は、身体的拘束最小化チームの役割を担い、報告に基づき事後審査を行う。委員会は、一連の手順や方法の適否を検討のうえ、拘束の中止勧告や拘束方法の助言等を行う。身体的拘束ラウンドの手順は別表2によるものとする。

■ 実施手順

1. アセスメントと拘束適応の判断

- ①Aの状態を引き起こす原因を検討する。

【原因の検討例】※勤医協中央病院看護技術マニュアルより一部改作転用

●背景

年齢、性格、理解力、心理状態、コミュニケーション上の障害、視覚・聴覚の障害など

●身体状況

疼痛コントロールの状態、睡眠障害、排泄トラブル、感染・発熱、脱水、代謝障害、低酸素、低血糖、薬物中毒、認知症、脳血管障害など

●環境

病室環境(騒音、同室者の状況)など

●治療

治療上必要な活動の制限、身体的心理的負荷の大きい検査・処置、カテーテル類の挿入、人工呼吸器装着、薬剤の薬効・副作用など

②原因除去の方法と拘束に替わる対策を検討する。

【原因除去とケア方法の選択例】 ※勤医協中央病院看護技術マニュアルより一部改作転用

- 睡眠を確保する
- 痛みのコントロールを行う
- 家族・近親者の面会を行う
- 運動・散歩や気分転換を行う
- リラクゼーション技法を活用する
- 患者の日常行動に応じてベッド柵を使用する
- 点滴ラインを整理したり、固定方法を工夫する
- センサーマットを使用する
- 適切に精神安定剤を使用する

③適応の判断基準に該当するか否かを検討・判断する。

2. 拘束方法の検討と計画立案

- ①拘束の目的を確認する。
- ②患者の状態等に応じて必要とされる最も制限の少ない拘束の方法を検討する。
- ③患者の状態等に応じて必要とされる最も短い時間で計画を立てる。
- ④可能であれば拘束解除のアセスメントを具体化する。

3. 説明と同意

- ①主治医が、『身体的拘束の説明と同意書』を用いて患者・家族へ説明を行い、承諾を得る。
- ②説明は、拘束の内容、目的、理由、拘束の時間(時間帯)、期間などについて行い、分かりやすい説明を心がける。
- ③同意書の有効期限は最長28日とする。
- ④継続決定の都度、改めて同意書を作成する。

4. 観察記録

- ①『身体的拘束の観察』：観察記録を経過表に残す。特に、麻痺や損傷の有無、苦痛・不快感の観察に注意する。
※「その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない」（『介護保険指定基準』）

5. 早期中止などの検討

A. カンファレンスの開催

- ①中止に向けたカンファレンスを毎日実施する。
- ②患者の状況を判断し、可能であれば拘束解除のアセスメントに取り組む。

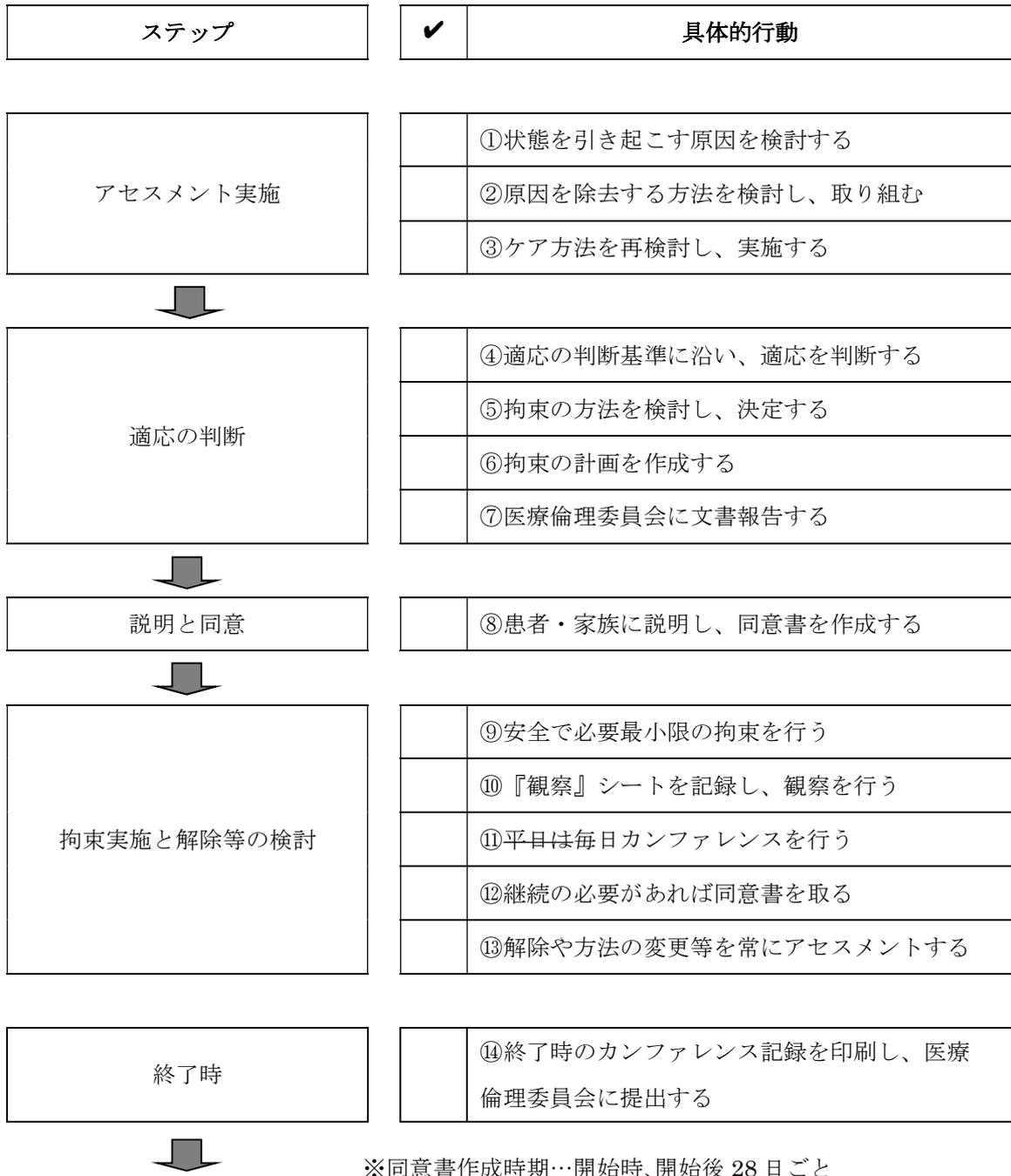
B. 『身体的拘束時の観察』

- ①観察の結果、一項目でも「あり」の評価がなされた場合、または、「疑わしい」の評価が二勤務続いた場合、速やかにカンファレンスを行い、解除を含めた緩和や方法変更等の必要な対処について検討する。
- ②上記①が夜勤帯に生じた場合、現場の判断にて緩和や方法変更等の当座の対処を行う。その後、日勤帯においてカンファレンスを開き、解除の是非を判断する。

6. 夜間・休日の場合の手順

- ①日当直医は、担当看護師とともに、本指針の「■実施手順」に従い身体的拘束の適応を判断する。
- ②日当直医は、緊急やむを得ず身体的拘束が必要と判断した場合、その場で家族に説明を行い、同意書を作成する。また、日当直医は、速やかに実施の理由等をカルテに記載する。
- ③担当看護師は、翌日、主治医ならびに病棟師長（不在時は副師長）に報告する。
- ④主治医は、同意書が作成されていない場合、速やかに家族に対し説明を行い、同意書を作成する。
- ⑤病棟師長（不在時は副師長）は、速やかに医療倫理委員会に対し所定の用紙（別表3）により報告する。
- ⑥観察記録、拘束解除のアセスメントは同様とする。

■ 身体的拘束実施フロー図



※同意書作成時期…開始時、開始後 28 日ごと

別表1 (身体的拘束の対象となる具体例ほか)

1. 対象となる例

- ・ 車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・ 四方をベッド柵で囲む(壁面を使用した場合も同様)
- ・ ミトン型手袋を使う
- ・ つなぎ服を着せる
- ・ 立ち上がりを防ぐいすを使用する
- ・ Y字型拘束帯や腰ベルトを使用する
- ・ 動けないように車いすごとテーブル等に挟み込む

2. 対象とならない例

- ・ センサーマットを使用する
- ・ 離床センサーを使用する
- ・ ベッド柵を使用するが、3本までの使用で抑える
- ・ 壁面とベッド柵1本使用で抑える
- ・ 鎮静を目的とした薬物の使用

これらを実施した場合でも適宜患者の状態をアセスメントし、中止について検討を行う。また、鎮静を目的とした薬物の適正使用については、認知症ケアマニュアルに準ずる。

別表2 (身体的拘束ラウンドの開催手順)

1. 開催期日は、遅くとも報告を受けた日から1ヶ月以内に開催する。(通常、委員会後に開催)
2. 開催目的は、本『指針』による。
3. 病棟から提出される「身体的拘束開始報告書」に基づき、対象者を確認する。
4. 「身体的拘束ラウンドチェックリスト」に沿って、カルテを確認した後、対象者を訪れ、状況を確認する。必要に応じて該当病棟師長等スタッフに聞き取り調査を行う。
5. チェックリストの「伝達事項」に記載し、コピーを病棟スタッフに渡す。原本は事務局で保管する。

緊急やむを得ないとされる3要件を満たさない事例に関しては、医療倫理委員会の倫理審議で検討を行う。

緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書

様

1. 患者（利用者）様の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
2. 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護、介護方法がない場合
3. 身体的拘束その他の行動制限が一時的である場合

様の状態が上記に該当するため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体的拘束を行わせていただきます。

ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体的拘束の方法 <場所、行為（部位・内容）>	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

主治医 ⑩

病棟 師 長 ⑩

患者（利用者）様、ご家族の記入欄

同意書

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

年 月 日

氏名 ⑩

(本人との続柄)

別表 4

出雲市民病院

この書類は医療倫理委員会（看護部長）まで提出して下さい。

身体的拘束開始報告書			
同意書作成日		病棟	
ID		氏名	
主治医			

※グループウェアでのワークフローを使った報告は不要です。